

パーソナルアシスタント町田通信コラム

<第132回> 精神障害者に関するまとめ2

どうも皆さん、こんにちわ。今月コラム担当K・Iです。

今回は、前回私が作成させていただいたコラムの続きを書かせていただきます。

・精神障害と知的障害者、発達障害者との関係

私自身、前回コラムにて書かせていただきましたが、「精神障害」と「発達障害」の2つをもっています。一番初めに障害者手帳を申請する時に発達障害で手帳を取得しようと思ったのですが、

「精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の2つあるのですが、どうなされますか」と行政の職員に言われてしまい、困惑した思い出があります。何故なのかと思い、調べてみたらこんなことが分かりました。

行政や福祉などの場面においては、法律や支援サービスごとに対象となる障害範囲が異なるそうなのです。例えば精神保健福祉法での「精神障害」には知的障害が入っていますが、この法律の手帳制度である精神保健福祉手帳の対象者には知的障害は含まれません。

医学的基準では「ICD や DSM などの国際的な診断基準においては、知的障害も発達障害も、精神障害の枠組みに入っている」そうなのです。

詳しい理由までは分からないのですが、医学上では分けていないようです。ですので、行政、福祉面ではそれぞれの法律やサービスごとに、自分が対象であるかどうか見極める必要があります。自分自身で見極められない場合は、相談支援専門員に相談し、適切なサービスを受けられるようにすることが良いのではないのでしょうか。

・精神障害者保健福祉手帳とは

「精神障害者保健福祉手帳」とは、所持している人が一定程度の精神障害があることを認定するものです。精神障害のある方が自立し、社会参加を積極的に行えるよう、様々な制度やサービスの利用をしやすくすることを目的にしています。

精神障害者保健福祉手帳は 1995 年 10 月に制定されました。療育手帳、身体障害者手帳より比較的新しくつくられた制度です。各都道府県と政令指定都市によって発行され、平成 24 年度末の統計で 69.5 万人を超える人が交付を受けています。

また、取得することで様々なサービスや割引・給付が受けられるようになるほか、教育を受けられる、就労するにあたり配慮や支援を受けやすくなる、とても便利な制度です。

また、精神障害者保健福祉手帳は 1 級、2 級、3 級の 3 つの区分があります。

それぞれの等級について解説させていただきます。

- ・ 1 級...精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ・ 2 級...精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ・ 3 級...精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

手帳を取得している、していないでは受けられるサービスに雲泥の差があるので、社会進出を考えている方には必須アイテムとなります。精神障害者保健福祉手帳 = 通行手形という意味合いもあり、取得していない事で不便を感じる事も多くあります。私自身、障害者として生きていくことを決意したとき、手帳を持っていないことで最初の一步を踏み出すまでに時間がかかりました。金銭面の補助や福祉サービスの使用、障害年金の申請などが一切できないので大変でした。申請後すぐには手帳が支給されなため、手帳が欲しいと思ったならばすぐに市役所へ行って、申請書類をもらうのがよいかと思えます。

今回は以上となります。ほぼ説明文みたいにはなってしまいましたが、このコラムを読んでもくださった精神障害者の方が、こんな制度があるんだと思って頂けたら幸いです。

(K・I)